

# 部落問題と日本における人権規約の社会的適用

吉田徳夫

トマス・ウィリアム・ウイルソン

昨年度（2010年）に、吉田徳夫は大学院生の小西明紗氏と、イギリスからの国費研究生であるトマス・ウイルソン氏を率いて、日本各地の部落解放運動の中心的な人物と会って、インタビューを行った。訪問地は、島根県益田市、東京都、愛知県名古屋市、奈良県奈良市、兵庫県川西市、大阪市と東大阪市である。川西市では在日韓国人で部落出身の方であった。各々の地で活動されてきた所謂、指導的な活動家とお会いして、今までの取り組みと現況と今後の活動の在り方を聞いた。

2002年度に政府による同和事業が最終的に打ちきりとなり、その後、政府の方針としては人権問題にシフト替えを行う予定だったが、その為の法案が人権擁護法案であったが、廃案となつた。また人権訴訟を奨励するための国家人権委員会が立ち上げられる予定だったが、これも実現を見ていません。わずかに教育面における推進法が制定されたにすぎない。

「差別と貧困」の解決のための部落解放運動は、ネガティブな人権擁護の取り組みであったが、ポジティブな人権推進の取り組みへの転換が期待されるのであるが、その転換がどのように行われているのかを検証することが目的であった。

同和対策審議会答申に基づき、様々な取り組みが行われ、その支援のための政府の措置がなくなった背景には、部落問題に関する政府の認識は、「やるべきことはすべて行った」（国連人権委員会への日本政府レポート1997年）というものがある。すべて行うべき事はやつたというが、その政府の方針は、人権問題の解決、部落問題の解決のための施策とそのための事業への取り組みであった。後者においては華々しい成果らしきものはあったが、前者では成果が乏しい。例えば、住宅建設を含めて、環境整備等であ

る。日本全体を観れば、その事業実施においてもまだまだ不十分な所がある。インタビューした名古屋市などは、2002前後に名古屋市の取り組みに大きな変化はないという。また島根県では、同和事業はこれからだという地域もある。筆者の調査で確認したことは、同和事業打ち切りの寸前によくやく、環境改善などの取り組みがようやくはじまったという所もある。こうした地域では、解放運動は同和事業を恩恵を受けることを目的として、人権問題の解決を目的とすることに至らない地域もあった。政府から事業に対する補助金はなくなっても、自治体予算で取り組みが行なわれている。

住宅問題では同和向け公営住宅に関しては、公営住宅法の改正により家賃体系が変更され、「応能応益」家賃制度が設けられ、福祉的な家賃制度が導入された。この家賃制度は、低所得者向けには福祉的な側面はあるが、高額所得のある部落民にはそうとも言えないものである。世帯収入により、一定額以上の者が同和向け公営住宅に居住し続ける場合には、罰金が科せられ、高額の家賃が取られている。その結果、部落から、高額所得者が出て行き、よほどどの意思がある人だけしか、部落にとどまらなくなり、低所得者の住宅街が生まれる結果に終わる。地域に多様な人々がいるというのではなく、多様な問題を抱える地域となる可能性がある。多様な問題とは、部落、貧困、高齢者、障害者、母子家庭などである。

しかし本当に部落問題はなくなったと言えるのであろうか。部落の人たちは、まだ部落差別はあると主張し、既に指摘した諸問題を訴える。新たな問題が生まれることに危惧を抱いていると思える。例えば、すでに同和向け公営住宅は建設されて、50年ほどを経過している。耐震構造に問題がありと觀ることも出来る。また老朽化により立て替えの問題が生じるのは明らかである。少子化により住宅需要が落ち込み、また財源難により住宅を建設しないという大阪府では公営住宅半減政策が打ち上げられ、徐々に入居者の追い出しが始まっている。

空間的にかつてあった部落というものが消滅する可能性もある。こうした事例は地方へ行けば、過疎化により消滅した部落があることから、推量

できる。大都市部でもこうしたケースが生じる可能性はある。しかし、人権問題としての部落問題の解決とはほど遠い事態である。

右のような政策の結果、即座に考えられることは、部落地域の世話人、あるいはリーダーが出てきにくく状態を作り出したということは確かであろう。部落解放運動の一面の性格は、住民運動である。住民の活動が停滞することにより、部落内部に生起する様々な問題が表面化しにくくなるというのが最大の問題である。また部落問題は、表だった差別行為がなくなったと評価しても、差別そのものがなくなったと言えない。差別は就職と婚姻に際してよく表れる。こうした差別が完全になくなるとは思えない。今後の課題は、まだまだある。まして、日本社会が、少子高齢化問題を背負い、経済活動そのものも沈滞していくなら、差別はますます厳しくなることも大いに考えられる。

そもそも明治の融和政策の実施にあたり、部落の定義があいまいになり、部落民とは何かが明白でなくなっている。古典的な部落民の定義は、純粋血統主義的に決定されてきたが、明治以降は、居住を要件とする部落民の定義が生まれた。古典的な定義の段階で部落問題を解決せず引き延ばし、さらに拡散した地域概念で部落を定義した結果、部落民の数は増大した筈である。部落民とはこうした二重の定義の上に成り立っている。部落と呼ばれる地域をなくしても、部落問題の解決とはならない。今となっては人権擁護の取り組みを強化することと、差別を助長する法制度を改廃することしかない。

不幸なことに、同和問題が金銭の使い込みなど不祥事の摘発をもって国民に、その事業の不必要性を印象づけたが、そのつけは大きい。部落問題が人権問題から外され、人権教育推進法があるにもかかわらず、教育的課題として取上げない事例も増えた。後に残される宿題が増えるようでは困る。